

3 予測対象時期等

(1) 工事の実施

工事の実施については、工事の種類、工法、期間、場所及び地域特性等を考慮して、陸生動物に最も著しい影響を及ぼすことが予想される時点とする。

なお、工期が長期間にわたる場合、工区がいくつか分割されている場合、影響の著しい工種が複数あり時期的に独立している場合等については、それぞれの時期に設定する。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用における予測対象時期は、事業特性や予測対象とする陸生動物を勘案し設定するが、工事完了後一定期間が経過し、事業による影響が恒常的になり、陸生動物の生息状況が安定し、環境保全のための措置の効果が確認できる時期とする。

13-6 評価

1 評価の基本的な考え方

(1) 影響の回避・低減に係る評価

環境保全措置について、対象事業の実施に伴う陸生動物への影響が可能な限り回避・低減されていること及びその程度について評価する。

評価に当たっては、陸生動物に係る知見を生かして、重要な種のみに着目せず、動物群集の多様性、安定性等の観点から考慮するものとする。

(2) 国又は地方公共団体が実施する環境保全施策との整合性

予測結果が、国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全の観点からの政策による基準や目標と整合が図られているかどうかについて評価する。国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全施策に基づく基準等には、次に示すようなものがあり、これらと対比して評価する。

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律に基づく野生動物の種

○自然公園法（昭和32年法律第161号）又は愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）に基づく自然公園区域

○自然環境保全法（昭和47年法律第85号）又は愛媛県自然環境保全条例（昭和48年愛媛県条例第32号）に基づく自然環境保全地域

○鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）に基づく鳥獣保護区内の特別保護地区

○文化財保護法又は愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）に基づく史跡、名勝又は天然記念物

○「猛禽類保護の進め方」（環境庁自然保護局野生生物課編）

○「えひめ環境保全指針」（愛媛県 平成7年5月）

(3) 保全水準の達成の程度

保全水準の達成の程度については、保全対象ごとに、表13-10の3段階区分により判定して、見解（判定結果及び判定理由等）分かりやすく取りまとめる。

また、保全水準を達成できない場合には、所要の保全対策を講じることを想定して、再度予測を行う必要がある。

なお、生態系の仕組みは複雑であり、構成要素も多種多様である。また、動物個体そのものにも、環境変化に対する反応の個体差、変化に対する順応等の習性の柔軟さ等があるため、予測結果には不確実性が残ることに留意する必要がある。

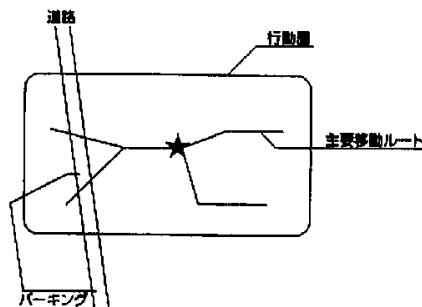
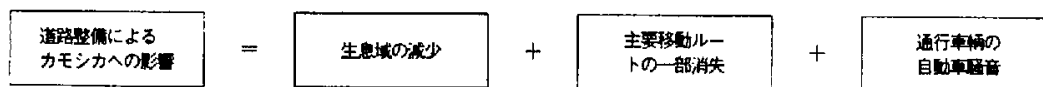
表13-10 保全水準の達成の程度の判定

段階区分		判定内容
達成 ○	○ ₁	完全に達成していると判定される場合。予測結果に残された不確実性に起因する問題の発生は、全くないと見なされるもの。現実には稀なケースである。
	○ ₂	達成していると判定される場合。予測結果に残された不確実性に起因する問題が発生しないことを、念のために確認する事後検証のための継続調査を伴う。
ほぼ達成 △		ほぼ達成していると判定されるが、予測結果に不確実性が多く残る場合(保全対策の効果に不確実性が多く残る場合を含む。)。予測結果に残された不確実性に起因する問題が発生した場合には保全対策の追加等の措置を講じることを想定した、継続監視のための継続調査を伴う。
未達成 ×		保全対策の実施の如何にかかわらず、達成の可能性が極めて低いと判定される場合

なお、判定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

ア 複数の影響の総合化

次のような場合は、3つの影響を総合化して判定する必要がある。



イ 各保全対象の重要度に応じた達成の程度の判定

表13-11のとおり重要度の高いものほど達成の程度の判定は厳しくなる。

表13-11 達成の程度の判定

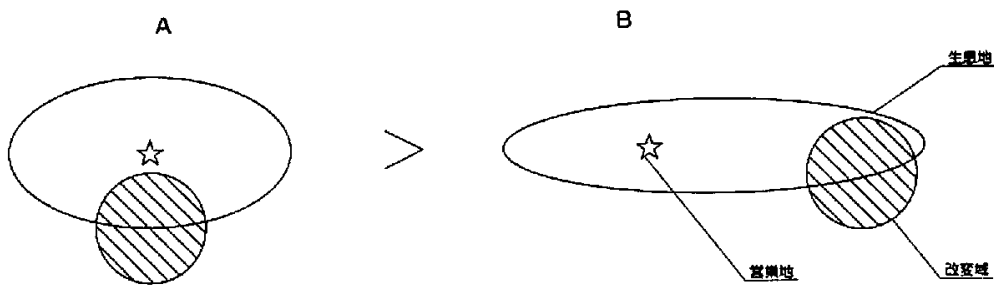
保全対象の損壊率\重要度区分	Aランク	Bランク	Cランク
比較的大きい	×	×	△
↑ ↓			
比較的小さい	×	△	○ ₂
	△	○ ₂	○ ₁

ウ 保全対象の特性等の考慮

個体群の規模にかかわる影響については、次のような例が考えられる。

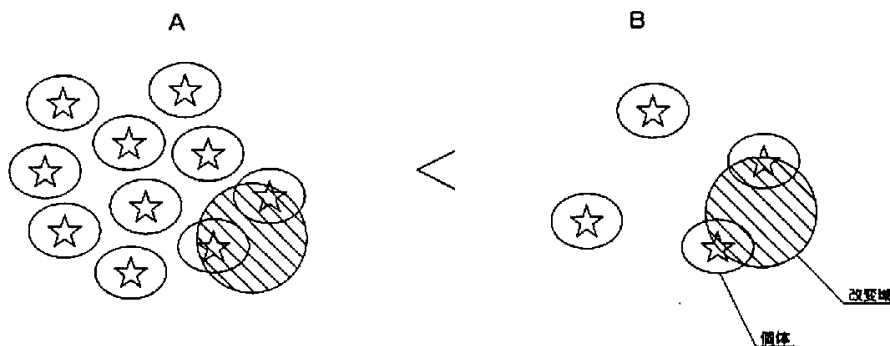
(ア) 個体の生息地面積が減少する場合

改變面積が同じでも、生息地と改變域との位置関係が異なるため、Aケースの方が影響は大となる。



(イ) 個体群の規模（個体数）が減少する場合

消滅個体数は同じでも、個体群の規模が異なるため、Bのケースの方が影響は大となる。



(ウ) 類似事例や知見を踏まえた比較考量

類似事例や知見には、有用な既存研究・実験例もある。

(2) 見解のとりまとめ

保全対象ごとに、先に設定した重要度区分（価値区分）及び保全水準を明記し、主な影響の種類とその予測結果を再掲した上で、達成の程度（判定結果）と判定理由を記し、見解シートを作成する。

なお、事業計画案又は保全対策案が複数ある場合は、その違いを備考欄に明記し、それぞれ別々に見解シートを作成するなど、検討の経緯が分かるように取りまとめることが望ましい。

また、保全目標として設定した、施設の配置、設計、工事及び供用に当たり、自然環境保全上必要と考えられる各種の配慮事項についても、表13-12に示した例を参考にして併せてその遵守の程度を確認する。

表13-12 保全上の配慮事項の遵守の程度

保全上の配慮事項の種類	遵守の程度の確認指標の例
地域全体の改変量の最小化	・事業地の改変面積 ・事業地の緑被地率
一体となって機能する複合環境域全体の保全	・複合環境域を構成する個々の環境域の面積減少と個々の環境域間の連続性の維持等
生息環境の多様性の保持	・植物群落の数、群落境界線の総延長距離、配置パターンの変化等
ある程度の広がりを持った特定環境域の広がりやまとまりの確保	・広がりやまとまりを持った特定環境域の面積減少率
生息環境の連続性の保持	・移動路の現況と、移動路として機能する環境域での施設設置の有無や程度等
環境条件が厳しく、復元困難なところの保全	・復元困難なところでの施設配置の有無や程度等